

(川村議員) 次に、新宿区立高齢者いきいの家清風園廃止について伺います。

昨年11月29日、新宿区立高齢者いきいの家清風園廃止について、新宿区を被告とした行政訴訟が提起され、いまま係争中です。なぜ、裁判が起こったのか教訓をくみ取るべきです。清風園は解体され、2度にわたる説明会であれだけ「守ってほしい」といわれた樹木は伐採されてしまいました。区が清風園のお風呂の代わりだとした銭湯の利用料はわずか2年の間に470円から今では500円となり、燃油高騰の折、さらなる値上げが懸念されています。「新宿区の説明はいつもその場しのぎだね」との区民の方から言われた言葉が私の胸に痛切に響きました。現時点で、以下2点質問します。

第1に、区民意見の聴取の方法です。

2020年1月18日、19日の説明会は、清風園の廃止と跡地を障害者グループホームにすることを同時に説明するという前代未聞の説明会で、清風園存続を願う区民と障害者グループホーム建設を願う区民とをあえて対立させ分断を持ち込む異常なやり方でした。施設には設置の目的があり、利用者がいます。ましてや清風園は地域交流館等類似施設22施設中3番目に利用者が多い施設でした。区長が、区民や利用者の意見を尊重する立場なら、まず利用者の声をよく聴き、廃止すべき施設なのかを検討すべきで、廃止施設と跡地利用を同時に説明するような乱暴なやり方は二度とすべきではありません。ご所見を伺います。

第2に、区民意見の記録と公開、(仮称)公文書管理条例の制定についてです。

私が参加した1月19日の説明会では、再度の説明会を求める声が多く、区側もそれに応じると述べていたため、代表質問で取り上げようと確認したところ、説明会の冒頭、音声を記録する旨区側が発言したにもかかわらず、区側に記録がないとの答えて驚きました。私の作成した議事録に比べ、区側が作成した説明会の要録が、清風園廃止反対の意見があまりに少なく恣意的なまとめになっており疑問を持ちました。これとは別に区民が議事録や音声データの開示請求したところ、詳細な議事録はなく、音声データも要録を作成後消去したとのことで、事後の検証ができず大問題です。今後行われる区民への説明会では、議事録の作成と音声データの保存を義務付けるべきと考えますが、いかがでしょうか。

新宿区自治基本条例第15条では情報公開として「区の行政機関及び議会は、区民の区政に関する情報を知る権利を保障し、これを積極的に公開することにより、区民との共有を図るものとする」とあります。情報の共有は民主主義の基礎です。住民からの意見聴取についても、議事録の作成と音声データの保存を義務付け「新宿区における文書等の保存及び廃棄に関する規程」「新宿区文書等取扱規程」「新宿区文書等保存期間設定基準」の規定を整備し、(仮称)公文書管理条例を制定して区民への説明責任を果たすべきと考えますが、ご所見を伺います。以上、答弁願います。

(吉住区長) 新宿区立高齢者いきいの家清風園廃止についてのお尋ねです。

はじめに、廃止施設と跡地利用を同時に説明したことについてです。

清風園廃止後、どのように跡地を活用していくのかは、地域住民にとっても関心が高く重要なことから、令和2年1月18日及び19日の説明会では、清風園を廃止して、その跡地に障害者グループホーム等の整備を行うという方針案を合わせて説明させていただきました。

次に、住民説明会や住民からの意見聴取に係る議事録の作成等や規程整備についてのお尋ねです。

住民説明会や住民からの意見聴取の場では、発言の内容で個人が特定されることや、発言の内容が深くプライバシーに関わる場合もあります。そのため、住民説明会や意見聴取の場における記録は、それぞれの事業内容に合わせて作成・公開し、情報共有をしていくことが望ましいと考えています。新宿区文書等取扱規程などは、文書の作成、保存等に係る総則的な規程のため、個別・具体的な文書の作成について義務付けることは考えていませんが、新宿区自治基本条例に定める区民の知る権利を保障し、積極的に情報を公開し、区民と共有していくことは大切なことだと認識しています。そのため、今後も必要な文書の作成や保存、公開がされるよう、改めて庁内に周知徹底して

まいります。

次に、公文書管理条例の制定についてです。

区は、文書の取扱いについて、「新宿区文書等取扱規程」などにのっとり、区民への透明性の確保と説明責任を果たすべく、文書の適正な管理を行っています。このため、他自治体の動向も含め、引き続き調査・研究はしてまいります。現時点で条例を制定する考えはありません。